

8 北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第3・4号事件・平成22年（調）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成21年6月9日、福岡県北九州市の住民2人とホテル1社から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行った解体工事の騒音や振動により、申請人らに、両耳難聴などの健康被害が生じた、又はホテル建物にひびが入るなどの被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金として合計200万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日（1回の現地期日を含む。）を開催するとともに、現地調査、現地において申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成22年3月29日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成22年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年4月9日、審問廷外で開催した第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。